

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第18号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表96の項を次のように改める。

96	静岡県富士登山条例（令和7年静岡県条例第24号）第4条第1項の規定に基づく入山の届出の受付	入山手数料		入山をしようとする登山者1人につき	4,000円	
----	---	-------	--	-------------------	--------	--

別表351の項及び352の項中「3万3,000円」の次に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、2万6,500円）」を加え、同表377の2の項から377の4の項までを削り、同表381の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表382の項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表383の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表391の項、391の3の項、395の項及び397の3の項中「第67条の6」を「第64条」に改め、同表415の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表416の項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表418の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表419の項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表422の項中「1万7,000円」を「2万3,000円」に改め、同表423の項中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同表424の6の項中「。以下この項及び次項」を「。以下この項から424の8の項まで」に、「もの（以下この項及び次項）」を「もの（以下この項から424の8の項まで）」に改め、同表424の8の項及び424の9の項を次のように改める。

424の8	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）	低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更該当証明書交付手数料	知事が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法	一戸建ての住宅		1戸につき	1,000円
				一戸建ての住宅以	証明に係る戸数（以下この項において「証明戸数」	1件につき	1,000円

第46条の2の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	律第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	外の住宅	という。)が1戸のもの		
		の住戸部分	証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	3,000円
			証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	5,000円
			証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき	8,000円
			証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	1万4,000円
			証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	2万6,000円
			証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき	4万1,000円
			証明戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき	5万3,000円
			証明戸数が301戸以上のもの	1件につき	5万6,000円
			一戸建ての住宅	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき
		外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	5,000円

	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	4万1,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	6万5,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の戸部	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	5,000円

分及び共用部分以外の部分	トル以内のもの		
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	4万1,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	6万5,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	3,000円
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	5,000円

				トルを超え、 1,000平方メー トル以内のも の	き	
				床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	8,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超 え、5,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	2万6,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超 え、1万平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	4万1,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超 え、2万5,000 平方メートル 以内のもの	1件 につ き	5万2,000円
				床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	1件 につ き	6万5,000円
	その他の 場合	一戸建ての住宅			1戸 につ き	都市の低炭素化 の促進に関する 法律第54条第1 項第1号の経済

			産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による審査にあつては4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が1戸のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円
	証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては1万9,000円
	証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては1万3,000円、その他の基準による審査にあつては2万7,000円
	証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては1万7,000円、その他の基準による審査にあつては2万7,000円

下のもの	き	あつては2万円、その他の基準による審査にあつては3万9,000円
証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては3万円、その他の基準による審査にあつては5万6,000円
証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては4万7,000円、その他の基準による審査にあつては8万1,000円
証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては6万7,000円、その他の基準による審査にあつては11万1,000円
証明戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては8万7,000円、その他の基準による審査にあつては14万6,000円
証明戸数が301戸以上のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては9万

			8,000円、その他の基準による審査にあつては17万円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	3万円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	3万8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	8万円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	10万4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000	1件につき	12万5,000円

	平方メートル以内のもの		
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	14万6,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては2万4,000円、その他の基準による審査にあつては6万2,000円
戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては3万円、その他の基準による審査にあつては7万8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては4万1,000円、その他の基準による審査にあつては10万1,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては6万8,000円、その他の基準による審査にあつては14万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メ	1件につき	知事が定める基準による審査に

	一トルを超え、1万平方メートル以内のもの	き	あつては9万円、その他の基準による審査にあつては18万2,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては10万9,000円、その他の基準による審査にあつては21万6,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては12万8,000円、その他の基準による審査にあつては24万7,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては2万4,000円、その他の基準による審査にあつては6万2,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては3万円、その他の基準による審査にあつては7万8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては4万

				え、2,000平方メートル以内のもの		1,000円、その他の基準による審査にあつては10万1,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては6万8,000円、その他の基準による審査にあつては14万6,000円	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては9万円、その他の基準による審査にあつては18万2,000円	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては10万9,000円、その他の基準による審査にあつては21万6,000円	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては12万8,000円、その他の基準による審査にあつては24万7,000円	
424 の9	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物エネルギー消費性能適合性判	認定建築物エネルギー消費性能向上	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。	1戸につき	5,000円	

る法律第11条第1項の規定に基づく判定又は同法第12条第2項の規定に基づく判定	定手数料	計画に記載された他の建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この項から424の14の項まで及び（注）4（3）において「基準省令」という。）第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用廊	以下この項から424の14の項まで並びに（注）3（3）及び4（3）において同じ。）			
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用部分を除く。）をいう。）	判定に係る戸数（以下この項、次項及び424の13の項において「判定戸数」という。）が1戸のもの	1件につき	5,000円
				判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	1万円
				判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	1万7,000円
				判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき	2万9,000円
				判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	4万9,000円
				判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	8万8,000円
				判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき	13万9,000円
	判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき	17万6,000円			
	判定戸数が301戸以上のもの	1件につき	18万8,000円			

		<p>下、共用 階段その 他の知事 が共用部 分と認め るもの (以下こ の項から</p>	<p>(注) 3(3) 及び 4(3) にお いて 同 じ。)</p>			
	<p>424の14の 項まで及 び(注) 4(3)にお いて「共 用部分」 という。 のみのも の場合</p>	<p>一戸 建ての住 宅以 外の 住宅の共 用部 分 (基 準省 令第 4条 第3 項第 1号 若し くは 第13 条第 3項 第1 号の 規定 を適 用す る建 築物</p>		<p>床面積の合計 が300平方メ ートル以内のも の</p>	<p>1件 につ き</p>	<p>1万円</p>
				<p>床面積の合計 が300平方メ ートルを超え、 1,000平方メ ートル以内のも の</p>	<p>1件 につ き</p>	<p>1万7,000円</p>
				<p>床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの</p>	<p>1件 につ き</p>	<p>2万9,000円</p>
				<p>床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超 え、5,000平方 メートル以内 のもの</p>	<p>1件 につ き</p>	<p>8万7,000円</p>
				<p>床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超 え、1万平方 メートル以内 のもの</p>	<p>1件 につ き</p>	<p>13万7,000円</p>

	又は 基準 省令 第4 条第 3項	床面積の合計 が1万平方メ ートルを超 え、2万5,000 平方メートル 以内のもの	1件 につ き	17万4,000円
	第2 号若 しく は第 13条 第3 項第 2号 の規 定を 適用 する 建築 物で あつ て判 定に 係る 部分 が共 用部 分の みの もの に係 るも のに 限 る。)	床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	1件 につ き	21万7,000円
一戸		床面積の合計	1件	1万円

			建て の住 宅以 外の 住宅 の住 戸部 分及 び共 用部 分以 外の 部分	が300平方メー トル以内のも の	につ き	
				床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 1,000平方メー トル以内のも の	1件 につ き	1万7,000円
				床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	2万9,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超 え、5,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	8万7,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超 え、1万平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	13万7,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超 え、2万5,000 平方メートル 以内のもの	1件 につ き	17万4,000円
				床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを	1件 につ き	21万7,000円

	超えるもの		
その 他の 建築 物	床面積の合計 が300平方メー トル以内のも の	1件 につ き	1万円
	床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 1,000平方メー トル以内のも の	1件 につ き	1万7,000円
	床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	2万9,000円
	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超 え、5,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	8万7,000円
	床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超 え、1万平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	13万7,000円
	床面積の合計 が1万平方メ ートルを超 え、2万5,000 平方メートル 以内のもの	1件 につ き	17万4,000円
	床面積の合計	1件	21万7,000円

		が2万5,000平方メートルを超えるもの	につき	
その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの (以下この項において単に「知事が定める基準」という。)による判定にあつては1万8,000円、その他の基準による判定にあつては3万7,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては1万8,000円、その他の基準による判定にあつては3万7,000円
		判定戸数が2戸以上5戸以下	1件につき	知事が定める基準による判定に

下のもの	き	あつては3万5,000円、その他の基準による判定にあつては7万5,000円
判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては5万1,000円、その他の基準による判定にあつては10万6,000円
判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては7万5,000円、その他の基準による判定にあつては15万円
判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては11万2,000円、その他の基準による判定にあつては21万5,000円
判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては17万1,000円、その他の基準による判定にあつては30万9,000円
判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては24万

			3,000円、その他の基準による判定にあつては41万8,000円
	判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては31万5,000円、その他の基準による判定にあつては54万9,000円
	判定戸数が301戸以上のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては35万8,000円、その他の基準による判定にあつては64万4,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	11万8,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	14万9,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	19万5,000円
	床面積の合計が2,000平方メ	1件につき	30万4,000円

条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。)	メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	き	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	39万円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	46万6,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	54万3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外部分であつ	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては9万4,000円、その他の基準による判定にあつては24万6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては12万円、その他の基準による判定にあつては30万9,000円
	床面積の合計が1,000平方メ	1件につき	知事が定める基準による判定に

			て、 工場 等 (工 場、 倉庫 その 他エ ネル ギー の使 用の 状況 がこ れら に類 する もの をい う。 以下 この 項、 次 項、 424の 13の 項及 び (注) 4(3) にお いて 同 じ。)の用	一ト ルを 超 え、 2,000 平方 メー トル 以内 のもの	き	あつては15万 8,000円、その他 の基準による判 定にあつては39 万9,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを 超 え、5,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	知事が定める基 準による判定に あつては25万 6,000円、その他 の基準による判 定にあつては56 万9,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ ートルを 超 え、1万平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	知事が定める基 準による判定に あつては33万 4,000円、その他 の基準による判 定にあつては70 万1,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを 超 え、2万5,000 平方メートル 以内のもの	1件 につ き	知事が定める基 準による判定に あつては40万 2,000円、その他 の基準による判 定にあつては82 万9,000円
				床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	1件 につ き	知事が定める基 準による判定に あつては47万 1,000円、その他 の基準による判 定にあつては94 万6,000円

	途に 供す る部 分を 除い た部 分			
	一戸 建て の住 宅以 外の 住宅 の工 場等 の用 途に 供す る部 分	床面積の合計 が300平方メー トル以内のも の	1 件 につ き	2 万円
		床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 1,000平方メー トル以内のも の	1 件 につ き	2 万8,000円
		床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの	1 件 につ き	4 万円
		床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超 え、5,000平方 メートル以内 のもの	1 件 につ き	10万3,000円
		床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超 え、1 万平方 メートル以内 のもの	1 件 につ き	15万5,000円
		床面積の合計	1 件	19万3,000円

	が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	につき	
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	23万9,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては9万4,000円、その他の基準による判定にあつては24万6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては12万円、その他の基準による判定にあつては30万9,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては15万8,000円、その他の基準による判定にあつては39万9,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては25万6,000円、その他の基準による判定にあつては56

			万9,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては33万4,000円、その他の基準による判定にあつては70万1,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては40万2,000円、その他の基準による判定にあつては82万9,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては47万1,000円、その他の基準による判定にあつては94万6,000円
その他の建築物の	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	2万円
工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方	1件につき	4万円

				メートル以内のもの		
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	10万3,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	15万5,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	19万3,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	23万9,000円

別表424の12の項を削り、同表424の11の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「の共用部分」を「の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項を同表424の12の項とし、同表424の10の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項から424の12の項までにおいて同じ。）」を「一戸建ての住宅」に、「住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の知事が共用部分と認めるもの（以下この項から424の12の項までにおいて「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この項から424の12の項までにおいて同じ。）」を「住戸部分」に、「の共用部分」を「の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）」に、「戸数（以下この項から424の12の項まで）」を「戸数（以下この項及び次項）」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」

に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同項を同表424の11の項とし、同表424の9の項の次に次のように加える。

424 の10	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項の規定に基づく判定又は同法第12条第3項の規定に基づく判定	計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分が共用部分のみもの場合	一戸建ての住宅	1戸につき	3,000円	
				一戸建ての住宅以外の住宅戸部分	判定戸数が1戸のもの	1件につき	3,000円
					判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	6,000円
					判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	1万円
					判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき	1万7,000円
					判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	2万9,000円
					判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	5万3,000円
					判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき	8万3,000円
					判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき	10万6,000円
					判定戸数が301戸以上のもの	1件につき	11万3,000円
				一戸建ての住宅以外の	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6,000円

			外の住宅の共用部分 (基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万7,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	8万2,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	10万4,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	13万円

				項第 2号 の規 定を 適用 する 建築 物で あつ て判 定に 係る 部分 が共 用部 分の みの もの に係 るも のに 限 る。)			
				一戸 建て の住 宅以 外の 住宅 の住 戸部 分及 び共 用部 分以 外の	床面積の合計 が300平方メー トル以内のも の	1件 につ き	6,000円
					床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 1,000平方メー トル以内のも の	1件 につ き	1万円
					床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超	1件 につ き	1万7,000円

			部分	え、2,000平方メートル以内のもの		
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	8万2,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	10万4,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	13万円
その 他の 建築 物				床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万円
				床面積の合計	1件	1万7,000円

			が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	につき	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	8万2,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	10万4,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	13万円
	その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1

			号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの (以下この項において単に「知事が定める基準」という。)による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては1万9,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては1万9,000円
	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては1万8,000円、その他の基準による判定にあつては3万8,000円
	判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては2万7,000円、その他の基準による判定にあつては5万5,000円
	判定戸数が11	1件	知事が定める基

戸以上25戸以下のもの	につき	準による判定にあつては4万円、その他の基準による判定にあつては7万8,000円
判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては6万円、その他の基準による判定にあつては11万2,000円
判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては9万4,000円、その他の基準による判定にあつては16万3,000円
判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては13万5,000円、その他の基準による判定にあつては22万3,000円
判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては17万5,000円、その他の基準による判定にあつては29万2,000円
判定戸数が301戸以上のもの	1件につき	知事が定める基準による判定に

		き	あつては19万7,000円、その他の基準による判定にあつては34万1,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	6万円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	7万6,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	10万円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	16万円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	20万9,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超	1件につき	25万円

	る。) え、2万5,000平方メートル以内のもの		
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	29万3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては4万8,000円、その他の基準による判定にあつては12万4,000円
戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては6万1,000円、その他の基準による判定にあつては15万6,000円
であつて、工場等の用途に供	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては8万2,000円、その他の基準による判定にあつては20万2,000円
する部分を除いた部分	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては13万6,000円、その他の基準による判定にあつては29万3,000円
	床面積の合計	1件	知事が定める基

				が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	につき	準による判定にあつては18万1,000円、その他の基準による判定にあつては36万4,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては21万8,000円、その他の基準による判定にあつては43万2,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては25万7,000円、その他の基準による判定にあつては49万4,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分			床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	1万1,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万6,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万3,000円

	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	6万円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	9万1,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	11万3,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	14万1,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては4万8,000円、その他の基準による判定にあつては12万4,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては6万1,000円、その他の基準による判定にあつては15万6,000円

	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては8万2,000円、その他の基準による判定にあつては20万2,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては13万6,000円、その他の基準による判定にあつては29万3,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては18万1,000円、その他の基準による判定にあつては36万4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては21万8,000円、その他の基準による判定にあつては43万2,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては25万7,000円、その他の基準による判定にあつては49万4,000円
その	床面積の合計	1件	1万1,000円

	他の建築物の	が300平方メートル以内のもの	につき	
	工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万6,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万3,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	6万円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	9万1,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	11万3,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを	1件につき	14万1,000円

超えるもの

別表424の13の項を次のように改める。

424 の13	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明書交付手数料	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって判定に係る部分のみのものの場合	一戸建ての住宅	1戸につき	1,000円	
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1件につき	1,000円
					判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	3,000円
					判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	5,000円
					判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき	8,000円
					判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	1万4,000円
					判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	2万6,000円
					判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき	4万1,000円
					判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき	5万3,000円
					判定戸数が301戸以上のもの	1件につき	5万6,000円
一戸建ての住宅以	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	3,000円				

			外の住宅の共用部分 (基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	5,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	8,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万6,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	4万1,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	6万5,000円

				項第 2号 の規 定を 適用 する 建築 物で あつ て判 定に 係る 部分 が共 用部 分の みの もの に係 るも のに 限 る。)			
				一戸 建て の住 宅以 外の 住宅 の住 戸部 分及 び共 用部 分以 外の	床面積の合計 が300平方メー トル以内のも の	1件 につ き	3,000円
					床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 1,000平方メー トル以内のも の	1件 につ き	5,000円
					床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超	1件 につ き	8,000円

			部分	え、2,000平方メートル以内のもの		
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万6,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	4万1,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	6万5,000円
その 他の 建築 物			部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	3,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	5,000円
				床面積の合計	1件	8,000円

			が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	につき	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万6,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	4万1,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	6万5,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1

			号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの (以下この項において単に「知事が定める基準」という。)による判定にあつては4,000円、その他の基準による判定にあつては9,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては4,000円、その他の基準による判定にあつては9,000円
	判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては1万9,000円
	判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては1万3,000円、その他の基準による判定にあつては2万7,000円
	判定戸数が11戸以上25戸以	1件につき	知事が定める基準による判定に

下のもの	き	あつては2万円、その他の基準による判定にあつては3万9,000円
判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては3万円、その他の基準による判定にあつては5万6,000円
判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては4万7,000円、その他の基準による判定にあつては8万1,000円
判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては6万7,000円、その他の基準による判定にあつては11万1,000円
判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては8万7,000円、その他の基準による判定にあつては14万6,000円
判定戸数が301戸以上のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては9万

			8,000円、その他の基準による判定にあつては17万円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	3万円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	3万8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	8万円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	10万4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000	1件につき	12万5,000円

	平方メートル以内のもの		
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	14万6,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては2万4,000円、その他の基準による判定にあつては6万2,000円
戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては3万円、その他の基準による判定にあつては7万8,000円
であつて、工場等の用途に供	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては4万1,000円、その他の基準による判定にあつては10万1,000円
する部分を除いた部分	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては6万8,000円、その他の基準による判定にあつては14万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メ	1件につき	知事が定める基準による判定に

	一トルを超え、1万平方メートル以内のもの	き	あつては9万円、その他の基準による判定にあつては18万2,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては10万9,000円、その他の基準による判定にあつては21万6,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては12万8,000円、その他の基準による判定にあつては24万7,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万1,000円
	床面積の合計	1件	3万円

	が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	につき	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	4万5,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万6,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	7万円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては2万4,000円、その他の基準による判定にあつては6万2,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては3万円、その他の基準による判定にあつては7万8,000円
	床面積の合計	1件	知事が定める基

	が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	につき	準による判定にあつては4万1,000円、その他の基準による判定にあつては10万1,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては6万8,000円、その他の基準による判定にあつては14万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては9万円、その他の基準による判定にあつては18万2,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては10万9,000円、その他の基準による判定にあつては21万6,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	知事が定める基準による判定にあつては12万8,000円、その他の基準による判定にあつては24万7,000円
その他の	床面積の合計が300平方メー	1件につき	5,000円

			建築物の	トル以内のもの	き	
			工場等	床面積の合計が300平方メートルを超え、	1件につき	8,000円
			用途に供	1,000平方メートル以内のもの	き	
			する部分	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	1万1,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	3万円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	4万5,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万6,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	7万円

別表424の13の項の次に次のように加える。

424 の14	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微変更該当証明書交付手数料	知事が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1戸につき	1,000円	
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明に係る戸数（以下この項において「証明戸数」という。）が1戸のもの	1件につき	1,000円
					証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	3,000円
					証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき	5,000円
					証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき	8,000円
					証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	1万4,000円
					証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	2万6,000円
					証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき	4万1,000円
					証明戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき	5万3,000円
					証明戸数が301戸以上のもの	1件につき	5万6,000円
一戸建て	床面積の合計が300平方メー	1件につき	3,000円				

の住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	トル以内のも	き	
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	4万1,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	6万5,000円

一戸建ての住宅以外の住宅戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	2万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	4万1,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	5万2,000円
	床面積の合計が2万5,000平	1件につき	6万5,000円

	方メートルを 超えるもの	き	
その 他の 建築 物	床面積の合計 が300平方メー トル以内のも の	1件 につ き	3,000円
	床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 1,000平方メー トル以内のも の	1件 につ き	5,000円
	床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	8,000円
	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超 え、5,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	2万6,000円
	床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超 え、1万平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	4万1,000円
	床面積の合計 が1万平方メ ートルを超 え、2万5,000 平方メートル 以内のもの	1件 につ き	5万2,000円

		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	6万5,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による審査にあつては4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	証明戸数が1戸のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円
	の住戸部分	証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては1万9,000円
		証明戸数が6	1件	知事が定める基

戸以上10戸以下のもの	につき	準による審査にあつては1万3,000円、その他の基準による審査にあつては2万7,000円
証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては2万円、その他の基準による審査にあつては3万9,000円
証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては3万円、その他の基準による審査にあつては5万6,000円
証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては4万7,000円、その他の基準による審査にあつては8万1,000円
証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては6万7,000円、その他の基準による審査にあつては11万1,000円
証明戸数が201戸以上300戸以下のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては16万7,000円、その他の基準による審査にあつては21万1,000円

	下のもの	き	あつては 8 万 7,000円、その他 の基準による審 査にあつては14 万6,000円
	証明戸数が301 戸以上のもの	1 件 につ き	知事が定める基 準による審査に あつては 9 万 8,000円、その他 の基準による審 査にあつては17 万円
一戸 建て の住 宅以 外の 住宅 の共 用部 分 (基 準省 令第 4条 第3 項第 1号 又は 第13 条第 3項 第1 号の 規定 を適	床面積の合計 が300平方メー トル以内のも の	1 件 につ き	3 万円
	床面積の合計 が300平方メー トルを超え、 1,000平方メー トル以内のも の	1 件 につ き	3 万8,000円
	床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの	1 件 につ き	5 万円
	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超 え、5,000平方 メートル以内 のもの	1 件 につ き	8 万円
	床面積の合計 が5,000平方メ	1 件 につ	10万4,000円

			用する建築物に係るものに限る。)	メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	き	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	12万5,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	14万6,000円
				一戸建ての住宅以外の住宅の住	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき
			戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては3万円、その他の基準による審査にあつては7万8,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては4万1,000円、その他の基準による審査にあつては10万1,000円
				床面積の合計	1件	知事が定める基

	が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	につき	準による審査にあつては6万8,000円、その他の基準による審査にあつては14万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては9万円、その他の基準による審査にあつては18万2,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては10万9,000円、その他の基準による審査にあつては21万6,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては12万8,000円、その他の基準による審査にあつては24万7,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては2万4,000円、その他の基準による審査にあつては6万2,000円
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	知事が定める基準による審査にあつては2万4,000円、その他の基準による審査にあつては6万2,000円

トルを超え、 1,000平方メー トル以内のも の	き	あつては3万 円、その他の基 準による審査に あつては7万 8,000円
床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	知事が定める基 準による審査に あつては4万 1,000円、その他 の基準による審 査にあつては10 万1,000円
床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超 え、5,000平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	知事が定める基 準による審査に あつては6万 8,000円、その他 の基準による審 査にあつては14 万6,000円
床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超 え、1万平方 メートル以内 のもの	1件 につ き	知事が定める基 準による審査に あつては9万 円、その他の基 準による審査に あつては18万 2,000円
床面積の合計 が1万平方メ ートルを超 え、2万5,000 平方メートル 以内のもの	1件 につ き	知事が定める基 準による審査に あつては10万 9,000円、その他 の基準による審 査にあつては21 万6,000円
床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを	1件 につ き	知事が定める基 準による審査に あつては12万

					超えるもの	8,000円、その他の基準による審査にあつては24万7,000円	
--	--	--	--	--	-------	----------------------------------	--

別表（注）3に次のように加える。

- (3) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を除く。）の計画の通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）が含まれる場合は、380の項に規定する手数料のほか、当該建築物1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。

区分		金額	
建築物を建築する場合（次項の場合を除く。）	一戸建ての住宅	1万3,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅戸部分	申請又は通知に係る戸数（以下この表及び4(3)の表において「申請等戸数」という。）が1戸のもの	1万3,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	2万4,000円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	3万4,000円
		申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	4万6,000円
		申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	6万2,000円
		申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	8万2,000円
		申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	10万4,000円
		申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	13万9,000円
		申請等戸数が301戸以上のもの	17万円
確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合	一戸建ての住宅	6,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅戸部分	申請等戸数が1戸のもの	6,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	1万2,000円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万7,000円
		申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	2万3,000円
		申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万1,000円
		申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	4万1,000円
		申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	5万2,000円
		申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	6万9,000円
申請等戸数が301戸以上のもの	8万5,000円		

別表（注）4(2)中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表（注）4(3)を次のように改める。

- (3) 建築基準法第7条第1項又は第18条第21項の検査の申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費

性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）である場合は、381の項に規定する手数料のほか、当該建築物1棟ごとに、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表金額の欄に掲げる額の手数料を納付するものとする。

区分		金額
一戸建ての住宅		3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	3,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,000円
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万円
	申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万5,000円
	申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	2万3,000円
	申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	3万6,000円
	申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	3万9,000円
	申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	4万2,000円
	申請等戸数が301戸以上のもの	7万7,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物に係るものに限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1万5,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	3万6,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	4万8,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	8万8,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円

工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1万5,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	3万6,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	4万8,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	8万8,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	6,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	6,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	5,000円

	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1万5,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	3万6,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	4万8,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	8万8,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	6,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	6,000円

別表（注）5(1)中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表381の項から383の項まで、415の項、416の項、418の項、419の項並びに（注）4(2)及び5(1)の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日
 - (2) 別表96の項の改正規定 令和7年5月9日
 - (3) 別表377の2の項から377の4の項までを削る改正規定及び附則第3項の規定 令和7年5月26日

（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に申請を受け付けた別表351の項及び352の項に規定する事務に関する手数料につ

いては、なお従前の例による。

- 3 静岡県盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第23号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の別表377の3の項及び377の4の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。

（静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和6年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表中424の13の項を424の17の項とし、424の12の項を424の16の項とし、424の11の項を424の15の項とし、同表424の10の項を改め、同項を同表424の14の項とし、同表中424の9の項を424の13の項とし、同表424の8の項を改め、同項を同表424の12の項とし、同表中424の7の項を424の11の項とし、424の3の項から424の6の項までを4項ずつ繰り下げ、同表424の2の項の次に424の3の項から424の6の項までを加える改正規定中「424の13の項を424の17の項とし、424の12の項を424の16の項とし、424の11の項を424の15の項とし、同表424の10の項中「424の12の項」を「424の16の項」に改め、同項を同表424の14の項とし、同表中424の9の項を424の13の項とし、同表424の8の項中「424の13の項」を「424の17の項」に改め、同項を同表424の12の項とし、同表中424の7の項を424の11の項とし、424の3の項から424の6の項までを4項ずつ繰り下げ」を「424の14の項を424の18の項とし、424の10の項から424の13の項までを4項ずつ繰り下げ、同表424の9の項中「424の14の項」を「424の18の項」に、「424の13の項」を「424の17の項」に改め、同項を同表424の13の項とし、同表中424の8の項を424の12の項とし、424の7の項を424の11の項とし、同表424の6の項中「424の8の項」を「424の12の項」に改め、同項を同表424の10の項とし、同表中424の5の項を424の9の項とし、424の4の項を424の8の項とし、424の3の項を424の7の項とし」に改める。

附則第1項第6号を次のように改める。

- (6) 別表424の項及び424の2の項の改正規定、同表中424の14の項を424の18の項とし、424の10の項から424の13の項までを4項ずつ繰り下げる改正規定、同表424の9の項の改正規定、同項を同表424の13の項とする改正規定、同表中424の8の項を424の12の項とし、424の7の項を424の11の項とする改正規定、同表424の6の項の改正規定、同項を同表424の10の項とする改正規定並びに同表中424の5の項を424の9の項とし、424の4の項を424の8の項とし、424の3の項を424の7の項とし、同表424の2の項の次に424の3の項から424の6の項までを加える改正規定 令和7年5月26日